

水害のない安全なまちづくり

『真間川流域の総合的な治水対策の推進』



写真：大柏川第1調節池

総合的な治水対策とは

真間川流域では、昭和30年代後半から、都市化の進展に伴う人口の集中により、市街地が著しく拡がり、地表が建物やアスファルト舗装に覆われてしまいました。

そのため、畑地や樹林地がもっていた保水機能や、水田がもっていた遊水機能が著しく低下し、降雨時に地中に浸透したり、一時的に水田にたまっていた雨水が、河川に短時間のうちに大量に流れ込むようになり、河川の氾濫により低地を中心に浸水被害が起こりやすくなりました。

そこで、真間川では、昭和54年度より「総合治水対策特定河川事業」として、従来進めてきた河道改修や排水機場の整備に加え、調節池や分水路などの「治水施設の整備」を進めるとともに、真間川流域では、保水・遊水機能を都市の中に取り戻すことなどを目的とした「流域における対策」として、学校・公園等の公共施設に雨水貯留浸透施設を整備したり、各家庭に雨水小型貯留施設や雨水浸透施設を設置するなど、河川への流出抑制に努めた「総合的な治水対策」を進めています。

市 川 市